

コロナ禍により有効期限内に更新必要単位が充足できなかった認定産業医の取扱いについて

1.有効期限を迎えた認定産業医の取扱い

コロナ禍で更新単位を充足できずに既に有効期間が満了した方、今後有効期間の満了を迎える方がおられますが、認定証に記載された有効期限が平成 32 年（令和 2 年）2 月以降の認定産業医については、当面の間は、単位を充足できずに有効期間満了後であっても認定産業医とみなし認定産業医としての活動を認めます。

今般の措置は、有効期間内に単位取得したとみなして、日本医師会が認定産業医として認めるものです。

2.単位取得・更新の取扱い

有効期限後に取得した単位を有効期間内に取得したものとみなします。

更新手続きは単位要件を充足した段階で行ってください。日本医医師会での承認後、新しい認定証を発行いたします。

なお、認定産業医の制度上、有効期限を変更することはできないため、新しい認定証、次々回の有効期限に向けた単位取得にあたっては、下記の例のような影響があります。

(例)

●平成 32 年（令和 2 年）5 月 30 日が有効期限の認定産業医。令和 2 年 2 月までに 15 単位を取得していたが、コロナ禍で期限内に残り 5 単位を取得できなかった。



研修会が再開し、令和 3 年 8 月 30 日までに 5 単位取得し、更新手続きを行なった。



令和 2 年 5 月 31 日から令和 7 年 5 月 30 日の認定証が発行される。



令和 7 年 5 月の有効期限に向けた更新単位の取得期間は、

前期の 20 単位を取得完了後の令和 3 年 8 月 31 日から令和 7 年 5 月 30 日となる。（3 年 9 か月）

